参考仕様書

１　件名

　　新宿区安全安心パトロール隊業務委託

２　目的

　　本業務は、区民及び来街者の安全・安心を確保し、誰もが安心して暮らすことのできるまち、訪れる人にとっても心から愛着の持てるまち新宿を実現するため、客引き行為等をしている者、区条例に違反している者等に対する指導等を行う。

３　履行場所

　　新宿区指定の場所

　　原則として、新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例（平成25年新宿区条例第32号。以下「条例」という。）で定める、客引き行為等防止特定地区とする。ただし、客引き行為等防止特定地区以外の区内繁華街等で業務を実施する必要が生じた場合には、前日までに区から受託者へ連絡する。

　　なお、「客引き行為等防止特定地区」については、別図のとおり。

４　履行期間

　　令和６年４月１日から令和７年３月31日まで

５　履行日及び履行時間

1. 履行日

361日（令和６年12月31日から令和７年１月３日までを除いた日）

1. 履行時間

・ 原則

午後３時から翌日午前５時まで

* 令和６年４月１日

午前０時から翌日午前５時まで、及び原則の時間

* 令和７年３月31日

午後３時から翌日午前０時まで

　　　ただし、客引きの動向変化に対応するための活動時間の変更や、区の行事等の状況により時間を変更する必要がある場合には、区と協議するものとする。

６　従事者等

　⑴　本業務を総括する責任者として警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）で定める警備員指導教育責任者をパトロールに専従する者とは別に置くこと。

　⑵　本業務の連絡責任者として、勤務時間毎に法に定める施設警備業務検定１級若しくは２級又はそれと同等の資格を有する者をパトロールに専従する者とは別に常時確保すること。

　⑶　本業務の従事者（以下「従事者」という。）は柔道又は剣道の有段者若しくはそれと同等の身体能力を有する者とする。

　　　また、従事者は、本業務を行うに足る能力と野外の徒歩巡回に耐える体力を持つ者とする。

⑷　従事者は、条例で定める、客引き行為等防止指導員の指定を受けること。

７　活動体制

1. 活動人員

・午後３時から午後10時まで　　　　12名（うち連絡責任者１名）

　　 ・午後10時から翌日午前５時まで　 ６名

1. 従事者（連絡責任者を除く）は原則２名１組とし、総従事者の２分の１以上は、最低１年以上、警備業務に従事したことがあるものとする。

　⑶　従事者を交代する場合は、事前に区と協議し、業務遂行水準を維持できるよう、警備員の能力、体力、年齢構成等を十分考慮し交代要員を決めること。

1. 風水害の天災等により規定の活動人員の確保が困難である場合には、区と協議した上で、限られた活動人員の範囲内で効果的に業務を遂行すること。

８　委託業務内容

　　本業務実施にあたっては、実施計画を策定し、効果的に業務を遂行すること。

　⑴　客引き行為等に対する指導

　　　条例で定める客引き行為等防止特定地区（以下「客引き行為等防止特定地区」という。）において、同条例で定める客引き行為等をしていると認められる者を発見した際には、当該客引き行為等をしていると認められる者に対して、客引き行為等をやめるように指導を行うとともに、報告書（区と本事業の受託者が協議の上、決定した書式）に記載された事項を聴取し、記録して、危機管理課に提出すること。

　⑵　客引き行為等防止に関する広報啓発活動

　　　客引き行為等防止特定地区において立番による固定配置又は徒歩によるパトロール警戒を実施し、上記⑴記載の指導及びチラシ、メガホン等を活用した広報活動等、客引き行為等の防止に向けた啓発活動を実施すること。

　⑶　他の区条例違反者等に対する指導等

ア　路上喫煙者等に対する指導等

　　　　新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例（平成8年新宿区条例第43号）により、路上喫煙が禁止されていることを踏まえ、活動中、路上喫煙者を発見した際には、口頭やチラシ等により路上喫煙禁止を周知・注意指導すること。

　　イ　放置自転車等の移動

　　　　新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例（平成7年新宿区条例第28号）により、公共の場所に自転車等を放置してはならないと定められていることを踏まえ、活動中、明らかに、交通上の妨害となっている放置自転車等を発見した際には、必要最小限度の移動をもって、交通上の妨害を排除すること。

　　ウ　履行時間内において、午後３時から午後６時までは前記⑶ア及びイの業務を優先して実施し、　その他の時間帯は、前記⑴、⑵の業務を優先すること。

1. 有事の際の措置

　　　従事者は被害防止に関する注意喚起等を行うとともに、不法事案等を認知した場合は、110番通報し、現場において警察官に引き継ぐこと。なお、現行犯逮捕した場合は、現場に到着した警察官の指導のもと、協力して処理すること。

　　　 本業務従事中に傷病人等、救護を要する者を発見した場合は、傷病人の救護措置（傷病人を安全な場所に移動し、119番通報に併せて適切な救護措置を施す等）及び道路上の危険防止の措置を講ずること。

　　　本業務従事中に大規模災害等が発生した場合は、各自の安全を確保した後、各自が警備員指導教育責任者に安否報告を行うこと。

　　 警備員指導教育責任者は、速やかに区と連絡をとり指示を仰ぐこと。

　　 被災者等の支援活動等の業務の指示は、警備員指導教育責任者を通じて行うものとする。

　⑸　区民等からの質問・要望への対応等

　　　本業務従事中に、区民等から質問・要望等を受けた場合は、内容等を記録し、速やかに危機管理課に報告すること。

⑹　若年層の来街者の警戒

　　　客引き行為等防止特定地区内で路上にたむろし、飲酒や喫煙、その他の非行に走る若年層の来街者の動向を警戒し、必要に応じて警察や関係する支援団体へ連絡をとり、対応を引き継ぐこと。

９　書類の提出及び報告等

1. 業務着手前の書類の提出

　　　　業務着手までに実施計画書、従事者名簿等を提出し、例月の実施予定表（勤務予定名簿）は、前月25日までに提出すること。ただし、４月については、区の初営業日に提出すること。

1. 業務開始時の報告等

　　　 区役所の開庁日に従事者が本業務を開始した後速やかに、警備員指導教育責任者または連絡責任者が危機管理課に登庁し、直近の活動結果の報告及び相互の連絡事項の確認等を行うこと。

1. 報告書の作成と提出

　　　 受託者は、従事者に毎日の活動結果に関する報告書（区と受託者が協議の上、決定した書式）を作成させるとともに、点検をした後、半月分をとりまとめ、原則として毎月５日及び20日までに危機管理課に提出すること。

10　受託者

　⑴　受託者は、法第４条の認定業者であって、過去５年以内に法に基づく行政処分を受けたことがない業者であること。このことについては、受託者は、業務の遂行にあたり、区に対し法で定める認定証の写しと誓約書の届出を行うこと。

　⑵　受託者は、過去に地方自治体からパトロール業務の委託契約を受託したことがある業者であること。このことについては、受託者は、業務の遂行にあたり、区に対し証明する書類の写しと誓約書の届出を行うこと。

11　従事者の服装及び装備資器材等

　⑴　受託者は、従事者に身分証明書を携行させるとともに、従事者に、原則自社規定の制服を着用させ、雨具、防寒衣等についても受託者において用意すること。

　　　また、端正な身だしなみを保持させ、随時点検すること。

　⑵　受託者は、業務上支障のある場合を除き、業務中の従事者に対して、区民等からの請求があった場合には、委託元である担当課名、受託者社名、従事者の氏名等を告げさせること。

　⑶　受託者は、本事業に必要な装備品（携帯用拡声器、携帯電話機、懐中電灯、住宅地図等）を用意するとともに、緊急時等における連絡体制を確保すること。

12　区との協議

　　受託者は、区との間で、業務内容のほか、本委託業務に関わる雇用対応、パトロール経路、留意事項、取扱方法及び判断基準等の打合せを必要に応じて行うこと。

13　その他

1. 受託者は、従事者に対し、本業務の内容（関係法令、条例等）を熟知させること。
2. 受託者は、従事者に対し、職務を執行する上で特別な権限を有していないことを認識させること。

　　 また、区民等に対する声かけ（助言、指導、注意）を積極的に行うよう指導すること。

　　 　なお、区民等に対する声かけは区民等から誤解を招くことのないよう、言動には十分配慮するよう指導すること。

1. 受託者は、従事者の活動に関し区民等から苦情等があった場合には、事実を確認するとともに、発生原因、再発防止対策等を内容とする書面を作成し、報告すること。
2. 受託者は、常に従事者の健康管理に留意の上、健康状態を把握し、業務に支障がないようにすること。

14　特記事項

1. 受託者は、従事者が業務遂行中に被った災害等の事故について、一切の責任を区に求めないこと。

⑵　受託者は、委託業務により区または第三者に損害を与えた場合は、その賠償責任を負うこと。

　⑶　受託者は、個人情報の取り扱いに配慮し、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

　⑷　受託者は、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めること。

　⑸　受託者は、新宿区環境マネジメントの取り組みに協力すること。

　⑹　本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、区と協議し決定すること。

15　支払方法

　　本件は、月払いとし、検査の合格後受託者の請求に基づき支払うものとする。

16　担当部署

　　危機管理担当部危機管理課危機管理係

　　　電話　０３－５２７３－３５３２